

平成27年度事業概要

- 本年度は、第103回役員会・第75回総会（平成27年3月27日開催）で決定された事業計画・予算に基づいて、平成27年度に設置した「公財政改革委員会」「高等教育改革委員会」「就職問題委員会」「国際交流委員会」「大学経営委員会」及び「日本語教育連絡協議会」における活動計画を役員会・総会に諮り、事業を実施した。
- 役員会・総会は、次のとおり開催した。
 - ・役員会 第104回（6月4日） ・総会 第76回（6月4日）
 - 第105回（10月13日） 第77回（3月29日）
 - 第106回（2月17日）
 - 第107回（3月29日）
- この間、事務局長・参与会を定例23回開催し、加盟団体間の意見調整を行った。

1. 私立大学の教育・研究の質的向上のための交流促進に関する事業

(1) 第38回私立大学の教育・研究充実にに関する研究会（大学の部）の実施

- 本連合会推薦の運営委員のもとで企画・立案、平成27年11月4日、同研究会の主催者である私学研修福祉会に協力し、私学会館（アルカディア市ヶ谷）で実施した（資料1）。

2. 国の高等教育政策にかかわる私立大学の要請・統一見解決定に関する事業

(1) 教育再生実行会議への対応

- 政府の「教育再生実行会議」では、平成25年1月の発足以降、これまで、平成25年2月に「いじめの問題等への対応について（第一次提言）」、平成25年4月に「教育委員会制度等の在り方について（第二次提言）」、平成25年5月に「これからの大学教育等の在り方について（第三次提言）」、平成25年10月に「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について（第四次提言）」、平成26年7月に「今後の学制等の在り方について（第五次提言）」をとりまとめた。これらは、我が国が直面する教育課題について早急に対処、解決すべきことを主題として提言したものであり、いじめ防止対策推進法の制定、教育委員会制度改革、大学ガバナンス改革のための関係法律の改正など、着実に実行に移されてきている。

一方で、急速な経済社会の構造変化を背景に、近代工業化社会を支えてきたこれまでの教育が、21世紀、22世紀に求められる人材育成に適合するのだろうか、どのような改革が必要であるのか、本質的な議論が求められている。教育再生実行会議では、これからの時代に求められるリーダーシップや創造力を備え、主体的に課題を発見・解決し、国内外で活躍できる意欲ある人材をいかに育成するか、明治以来の教育から転換するための根本まで遡った議論を行うとともに、第五次提言でも述べた教育投資の在り方や教育財源の確保について、更なる議論の深堀を行うため、平成26年9月に3つの分科会を立ち上げた。

第1分科会では、これからの時代に求められる能力を飛躍的に高めるための教育の革新、第2分科会では、生涯現役・全員参加型社会の実現や地方創生のための教育の在り方、第3分科会では、教育立国実現のための教育財源など教育行財政の在り方について検討を行うこととし、教育再生実行会議の委員が各分科会へ分属するとともに、それぞれに新たに分科会委員が加わり議論を重ねてきた。

このうち、第2分科会において検討されてきた課題について、教育再生実行会議における議論も経て、平成27年3月に『学び続ける』社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について（第六次提言）」をとりまとめ、第1分科会では、これからの時代を生きる人たちに必要とされる資質とは何であり、その資質を教育によっていかに培っていくか、その教育を実践できる教師をいかに養成、確保していくか等について議論を重ね、教育再生実行会議における議論も経て、平成27年5月14日に「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について（第七次提言）」をとりまとめた。

- 連合会では、昨年（平成26年）9月に設置された第3分科会（教育立国実現のための教育財源など教育行政のあり方）において、教育投資にはどのような効果があり、我が国社会が抱える課題を踏まえて、今後どのような教育投資が必要であるか、そのための財源をいかに確保していくのか等について意見書「教育立国実現のための教育投資・財源等に関する意見」（資料2）をまとめ、平成27年5月18日に提出した。

その後、教育再生実行会議では、第3分科会における議論を受けて、平成27年7月8日に「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について（第八次提言）」をとりまとめた。

(2) 中央教育審議会等への対応

- 中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～」（平成26年12月22日）を踏まえ策定された「高大接続改革実行プラン」（平成27年1月16日、文部科学大臣決定）

に基づき、高大接続改革の実現に向けた具体的な方策について検討を行うため、平成27年2月24日に「高大接続システム改革会議」が設置された。

1) 高大接続システム改革会議

- 自由民主党文部科学部会「高大接続改革に関する小委員会」からの意見陳述依頼を受け、高等教育改革委員会における検討結果をまとめた意見書「高大接続改革のあり方について」（資料3）に基づき、同部会「高大接続改革に関する小委員会（第4回）」（平成27年5月27日）における関係者からのヒアリングには、連合会から清家篤会長と黒田壽二副会長（高等教育改革委員会委員長）が出席し、意見発表を行った。なお、第3回（5月20日）及び第5回（6月3日）小委員会には事務局が出席して対応した。
- 平成27年2月に設置された高大接続システム改革会議では、「高大接続改革実行プラン」に基づき、高大接続改革の在り方について検討を重ね、それまでの議論を整理するとともに、多岐にわたる改革内容とその関係についての論点を「中間まとめ」としてとりまとめ、同年9月15日に公表した。
同改革会議では、さらに審議を進めるため、関係団体からのヒアリングを行うとともに、意見募集を実施した。
これを受けて、連合会に意見発表の依頼があり、高等教育改革委員会及び構成団体における意見を踏まえ、「意見書」（資料4）をまとめ、10月28日に開催された「高大接続システム改革会議（第7回）」におけるヒアリングには、松本亮三氏（東海大学観光学部長）が出席して意見陳述を行った。
- その後、パブリック・コメントに寄せられた意見や関係団体等の意見を踏まえ、高大接続改革の実現に向けての具体的方策について「最終報告」としてとりまとめ、平成28年3月31日に公表した。

2) 教員養成部会

- 中央教育審議会は、平成26年7月29日に文部科学大臣から「これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について」の諮問がなされた。
同諮問については、初等中等教育分科会に付託され、教員養成部会において審議を行ってきた。審議にあたっては、同部会「教員の養成・採用・研修の改善に関するワーキンググループ」における論点整理（平成26年7月）等を踏まえつつ、教員の養成・採用・研修の一体的改革を基本とした個別論点や、教職生涯にわたる職能成長を支える具体的な制度設計の構築といった分野を中心に検討を重ね、その議論の状況を「中間まとめ」としてとりまとめ、平成27年7月16日に公表した。
- 以上の背景を受け、前年度に引き続き、連合会の高等教育改革委員会の下に「教員養成問題に関する小委員会」（主査：小原芳明委員）を設置した。
本年度は、同小委員会を3回（平成27年6月5日、7月1日、11月16日）

開催し、中央教育審議会及び政府の教育再生実行会議並びに自由民主党の教育再生実行本部等の議論を注視し、関係者等と意見交換を行った。

- 教員養成部会では、教員政策に係る各分野における有識者の意見等を聴取し、今後の学校教育を担う教職員の在り方に関する検討に資するため、関係団体からのヒアリングを実施した。

連合会に対する意見発表の依頼を受け、教員養成問題に関する小委員会での検討結果を「意見」（資料5）としてとりまとめ、平成27年9月10日に開催された同審議会初等中等教育分科会「教員養成部会（第88回）」におけるヒアリングには、教員養成問題に関する小委員会の長野正専門委員（中京学院大学学長）が出席して意見陳述を行った。

- その後、関係団体等の意見を踏まえ、同部会がまとめた「答申案」に対するパブリック・コメントを実施し、平成27年12月21日に「こらからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」(答申)をとりまとめ公表した。

3) 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会

- 新たな高等教育機関については、平成23年1月の中央教育審議会答申「今後の学校教育におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」において「職業実践的な教育に特化した新たな枠組み」の整備に関する提言がなされている。また、政府の教育再生実行会議の第五次提言（平成26年7月）及び第六次提言（平成27年3月）においても人材需要に即応した質の高い職業人育成と社会人の学び直しの機会の充実、地域経済の活性化や地域課題の解決に向けた職業人育成等の観点から、新たな高等教育機関を制度化すべき旨が提言されている。

以上の背景を受け、文部科学省は、平成26年9月に「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」（座長：黒田壽二金沢工業大学学園長・総長）を設置し、同有識者会議において検討が行われ、その基本的な方向性等の論点をまとめた「審議のまとめ」を平成27年3月27日に公表した。

- その後、中央教育審議会では、平成27年4月に文部科学大臣より「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決を実現するための教育の多様化と質保証のあり方について」の諮問を受け、第一に「社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人の育成について」、第二に「生涯を通じた学びによる可能性の拡大、自己実現及び社会貢献・地域課題解決に向けた環境整備について」の審議を要請された。このうち第一の審議事項については、その中心的な検討課題として、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に向けた検討を求められ、検討課題に関し専門的な調査審議を行うため、総会直属の部会として「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会」が設置された。

平成27年5月以降、同特別部会において、有識者会議における「審議のまとめ」（平成27年3月）等を踏まえ、新たな高等教育機関の制度化に関する考え方や具体的な制度設計に関する検討が重ねられ、その審議の状況を「審議経過報告」としてとりまとめ、平成28年3月30日に公表した。同特別部会では、広く関係者からの意見を聴取し、さらに審議を進めるため、関係団体ヒアリングを実施した。

- 連合会に対する意見発表の依頼を受け、高等教育改革委員会及び構成団体における意見を踏まえ、平成28年4月に予定された同特別部会におけるヒアリングに対応した。
- この間、連合会では、高等教育改革委員会において、文部科学省担当課から中央教育審議会に新たに設置された「特別部会」の審議動向等について報告を受け、意見交換をするなど、審議動向に注視してきた。

4) 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（ICT活用教育の推進にかか る対応）

- 教育の情報化の推進については、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において、教育現場における具体的なニーズを調査し、論点整理をしたうえで検討すべきとの意見が示されたことを受け、文化庁（著作権課）では、平成26年度、我が国におけるICT活用教育に係る著作物等の利用実態並びに諸外国のICT活用教育に関する権利制限規定及び運用実態等を把握するため、委託調査研究を行った。

この調査結果を踏まえ、同小委員会では、調査研究により明らかになった4つの課題（①権利者側のライセンス体制の充実、②教育機関における権利処理体制・著作権制度の啓発・権利処理のノウハウの普及、③権利制限規定に基づく利用についてのガイドライン策定、④関連権利制限規定の整備）について協議・検討を行うにあたり、教育関係団体及び権利者団体の意見を聞くため、運用面についての課題について、両団体間で協議の場を設けることとなった。

- これを受けて、文化庁著作権課から連合会に適任者の推薦依頼があり、構成団体において適任者の人選を行い、加藤浩一郎教授（金沢工業大学虎ノ門大学院）、川上忠重教授（法政大学理工学部）を推薦（紹介）した。
- その後、平成28年2月3日に教育団体と権利者団体による「教育の情報化の推進に関する当事者間協議」（資料6）の第1回会合が開催された。同会合において、教育の情報化の推進に係る運用面の検討として、規定の円滑な解釈や運用を促進するためのガイドライン（第32条や第35条）の策定や、教育機関側の著作権保護意識に対する指摘に関わることなど、関係規定が適正に運用される環境や体制の整備に向けて話し合うとともに、意見交換を行った。

(3) 地方活性化（地域共創）問題に関する小委員会の設置

- 平成26年9月、政府は、人口急減・超高齢化という我が国が直面する課題に対

し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生できるよう「まち・ひと・しごと創生本部」を設置した。その後、平成26年12月27日閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「長期ビジョン」を踏まえ、平成27年度を初年度とする今後5ヵ年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策が示された。

- 連合会では、こうした背景及び基本的考え方を踏まえて、地方私立大学の健全な発展を図るとともに、私立大学を中心とした地方の活性化推進など高等教育政策のパラダイムシフトの実現及び地方活性化のための大学の役割・在り方等について、関係機関との連携・協力を図りつつ、地方活性化等についての提言をとりまとめることを目的として、高等教育改革委員会のもとに「地方活性化（地域共創）問題に関する小委員会」（主査：佐藤東洋士・高等教育改革委員会委員）を設置した（資料7）。
- 第1回小委員会を5月26日に開催し、地方活性化（地域共創）に向けた私立大学の役割と課題についての議論を行った。それ以降、地方創生に係る私立大学の取り組みに対する支援の拡充について、私立大学関係政府予算要求に反映させるため、各団体での議論を踏まえつつ、小委員会での議論を重ねた結果を第4回小委員会（11月11日開催）において「中間報告（案）」としてまとめるとともに、連合会の年度末の総会（平成28年3月26日開催）において「最終報告」を報告し、了承された。
- 以上の経過を経て、報告書「地方活性化に向けた私立大学の役割－わが国の持続的発展のために－」をとりまとめた（資料8）。なお、同「報告書」をまとめるにあたり、「私学振興に関する論説委員との懇談会」を平成28年3月1日に開催し、私立大学が取り組む具体的展開策や政府に対する提言等をまとめた「中間報告」をもとに意見交換を行った。
- 同報告書では、私立大学が取り組む具体的展開策や国・地方自治体などに対する提言等を内容とし、「総論」、「Ⅰ．地方活性化における私立大学の役割」、「Ⅱ．私立大学が取り組む具体的展開策」、「Ⅲ．地方活性化に向けた国・地方自治体等に対する具体的提言」及び「資料編」で構成している。

このうち、「Ⅲ．地方活性化に向けた国・地方自治体等に対する具体的提言」では、国等に対し五つの提言を行い、特に「提言5」では、①国立大学の再定義や規模・配置の適正化、②公立大学の存在意義や規模・配置の適正化、③多様な価値を追求し地域を牽引するリーダー、中間層を育成する私立大学を高等教育の基幹に据える「高等教育の構造的な大転換（パラダイムシフト）」の実現を強く求めた。

3. 私立大学に対する公財政支出のあり方及び要求の策定に関する事業

(1) 平成28年度私立大学関係政府予算対策

- 第1回公財政改革委員会（5月26日開催）では、文部科学省の私学部から私立大学をめぐる政府等の動向・諸情勢について報告・説明を受けるとともに、構成団体における検討状況等を踏まえ、平成28年度私立大学関係政府予算要望の内容等について協議した。
- 6月4日開催の第104回役員会並びに第76回総会において、公財政改革委員会並びに構成団体における意見等を踏まえ、「高等教育における国私間格差」を要望の趣旨に掲げ、7つの最重点要望項目「1. 私立大学の経営基盤強化への支援の拡充」、「2. 学生の修学上の経済的負担の軽減に係る支援の拡充・強化」、「3. 学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換に対する支援の拡充」、「4. 地方創生に係る私立大学の取り組みへの支援の拡充」、「5. 大学改革の推進に係る支援の拡充・強化」、「6. 学生の生命を守るための安全・安心な教育研究環境の実現」、「7. 東日本大震災の復興等に係る支援の継続・拡充」とともに、前年度に引き続き要望すべき内容については「重点項目」として掲げることが確認された。
- 連合会では、6月の定例総会以降、政府の審議動向等に注視するとともに、構成団体や関係団体等の意見を踏まえ、文部科学省等との打合せを重ね、鎌田薫公財政改革委員会委員長のもとで「平成28年度私立大学関係政府予算に関する要望」（資料9）をとりまとめ、前年度同様に私立大学の重点要望に関わる「データ編」（資料10）及び「私立大学アクションプラン」（平成25年7月刊行）（資料11）を添えて全私学連合へ提出した。この間、全私学連合では、平成28年度私立学校関係政府予算の概算要求に向け、5月22日に「私学振興協議会」を開催し、私学が抱える課題や要望等について自由民主党の主要国会議員に対する理解を求めた。
- 政府は、日本経済再生本部のもとに設置した「産業競争力会議」における議論をもとに、6月30日に「日本再興戦略・改訂2015—未来への投資・生産性革命—」及び「経済財政運営と改革の基本方針2015～経済再生なくして財政健全化なし～（骨太の方針）」が経済財政諮問会議での答申を経て閣議決定した。また、平成28年度予算編成に向けた地方創生施策の指針となる「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」が同日、閣議決定された。

その後、7月29日開催の全私学連合代表者会議において、各団体の要望内容を「平成28年度私立学校関係政府予算に関する要望」としてとりまとめ、代表者会議終了後に下村博文文部科学大臣をはじめとする文部科学省の政務三役等へ要望書を提出するとともに、その要望内容を説明、実現方を要請した。
- また、7月24日に閣議了解した「平成28年度予算の概算要求に当たっての基

本的な方針について」では、平成28年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）で示された「経済・財政再生計画」の初年度の予算であり、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、歳出全般にわたり、平成25年度予算から平成27年度予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとした。また、予算の重点化を進めるため、「経済財政運営と改革の基本方針2015」及び『「日本再興戦略」改定2015』等を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を措置するとし、各省大臣は、要望基礎額に100分の30を乗じた額の範囲内で要望を行うことができるとした。

- 8月31日に文部科学省から財務省に提出された平成28年度文部科学関係概算要求は、教育再生実行会議の提言等を踏まえ、学ぶ意欲と能力のある全ての子供・若者、社会人が質の高い教育を受け、一人一人がその能力を最大限伸ばせる社会の実現、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーの創出、世界で最もイノベーションに適した国の実現を目指し、教育再生、スポーツ・文化、科学技術イノベーション関連施策を未来への先行投資として強力に推進する要求とされた。
- 文部科学関係の概算要求・要望額は、総額5兆8,552億円（対前年度予算比5,249億円（9.8%）増）、そのうち「新しい日本のための優先課題推進枠」は8,403億円、復興特別会計分として649億円とされた。

「平成28年度概算要求－私学助成関係」（資料12）のとおり、私学助成関係予算要求の総額は、4,899億円（対前年度予算比588億円増）で、そのうち私立大学等経常費補助は3,274億5,000万円（対前年度予算比122億円（3.9%）増）、うち優先課題推進枠161億5,000万円、復興特別会計17億6,165万円）が要求された。このうち、一般補助は、2,746億7,000万円（対前年度予算比35億6,500万円増）、特別補助は、527億8,000万円（対前年度予算比86億3,500万円増）が要求され、私立大学等の経常的経費を支援する基盤的経費として2020年度（平成32年度）以降の18歳人口の急激な減少を見据え、経営改革や地域発展に取り組む私立大学等に対し、重層的に支援するとしている。私立大学等経営強化集中支援事業の充実として70億円（対前年度予算比25億円増）、私立大学等の入学者選抜改革に向けた取組への支援として新たに10億円が要求された。また、特別補助の新たな支援として、学長のリーダーシップの下、優先課題として全学的な独自色を大きく打ち出す研究に取り組む私立大学に対し、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援する「私立大学研究ブランディング事業」として79億円（特別補助の内数）が要求された。前年度に引き続き、「私立大学等改革総合支援事業」（一般補助・特別補助の内数）として192億円（対前年度予算比48億円増）が要求された。

私立学校施設・設備の整備の推進は、523億400万円（対前年度予算比431億600

万円増)が要求された。その中で、教育・研究装置等の整備として93億6,000万円(対前年度予算比13億5,100万円増)、私立大学研究ブランディング事業(教育・研究装置等の整備の内数)として30億400万円(新規)、耐震化等の促進として429億4,400万円(対前年度予算比417億5,500万円増)が要求され、特に東日本大震災の教訓等を踏まえ、また今後発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震に備えるべく、私立学校施設の耐震化の一層の促進を図るとされた。

- 一方、9月の自由民主党総裁選において、9月24日に安倍首相の再選が正式に決定し、10月7日には第3次安倍改造内閣が発足するとともに、文部科学大臣に馳浩衆議院議員が就任(初入閣)した。

第3次安倍内閣は、新たな三本の矢として「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の3分野を重点的に推進し、国民一人ひとりが活躍できる「一億総活躍社会」の実現を掲げ、「新三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」に向けたプランの策定等に係る審議に資するため、「一億総活躍国民会議」を設置した。

- 10月26日に開催された財政制度等審議会財政制度分科会において、文教・科学技術関係の審議が行われ、小中学校教職員の大幅な定数削減と国立大学の運営費交付金の削減についての考え方が示された。これを受けて、中央教育審議会では、10月28日に開催された同審議会総会において、「高等教育予算の充実・確保に係る緊急提言」(資料13)をまとめ、文部科学大臣に手渡した。

こうした状況を踏まえ、連合会、国立大学協会、公立大学協会の大学3団体連名による「国家予算における国公立大学の基盤的経費拡充に関する要望」(資料14)をまとめ、11月18日に馳浩文部科学大臣並びに麻生太郎財務大臣へ提出・要望した。

- その後、政府は11月27日に「平成28年度予算編成の基本方針」を閣議決定し、「経済財政運営と改革の基本方針2015」(6月30日閣議決定)に盛り込まれた「経済・財政再生計画」においては、計画期間の当初3年間(2016~2018年度)を「集中改革期間」と位置づけ、2020年度の財政健全化目標を堅持するとされた。

- この間、連合会では8月末の政府の平成28年度予算概算要求を受けて、10月9日に第2回公財政改革委員会を開催し、年末の予算編成に向けて、私立大学関係予算要望の実現に向けた対応方策について協議・検討を行った。

また、8月以降、連合会では自由民主党の文部科学部会をはじめとする主要関係国会議員へ要望活動を積極的に展開するとともに、11月11日には自由民主党の「予算・税制に関する政策懇談会」に出席して対応した。一方、全私学連合においては、11月18日に「私学振興協議会」を開催して、主要関係国会議員に私学側の要望実現を訴えた。加えて、連合会では、「平成28年度私立大学関係政府予算に関する重点要望事項」(資料15)及び全私学連合でまとめた「私立学校施設の耐震

化等の推進に関する緊急要望」、「私立学校の安全対策に関する要望」（資料 16）により主要関係議員へ要望活動を行った。

- 連合会では、私学助成を含む高等教育関係予算に対する情勢は極めて厳しい状況にあることから、前年度に引き続き、日本私立短期大学協会及び私立高等専門学校協会とともに、「私立大学振興大会 2015」（資料 17）を 1 1 月 2 4 日に開催した。

平成 2 8 年度私立大学関係政府予算及び税制改正にかかる私立大学側の要望実現に加えて、平成 2 7 年は「私立学校振興助成法」の制定（1975 年）より 40 周年の節目に当たることから、これを契機として改めて私立大学等を基幹とするわが国の高等教育政策の構造的な大転換（パラダイムシフト）への実現に向け、広く社会・国民に理解と支援を働きかける機会として関係者に訴えることとし、私立大学等が取り組むべき課題や今後の大学等のあり方について共通理解を深めることを目的とした。

同大会では、来賓として河村建夫元文部科学大臣、義家弘介文部科学副大臣からの挨拶を受け、「日本の創生と私立学校振興助成法制定 40 周年からの展望」をテーマとして、杉野剛氏（文部科学省高等教育局私学部長）からは政府の高等教育政策について、大沼淳副会長からは私学振興助成法制定 40 周年と私学助成制度について、日本私立短期大学協会の関口修会長からは地域創生と東日本大震災被災地（福島）の復興支援について、各パネリストから発表があり、楠見晴重副会長のコーディネータによるパネルディスカッションを行った。また、会場並びに全国のテレビ会議参加者から各大学の各地域における取り組み・貢献事例や地域の実情についての発表と国の支援に対する強い要望等が出された。

最後に、パネルディスカッションの総括を踏まえ、当日参加の私立大学等関係者の総意として、鎌田薫会長が「決議」（資料 18）を読み上げ採択し、文部科学省の杉野私学部長に手渡した。

当日は、全国の私立大学等関係者（TV 会議参加含む）約 220 人が参加し、会場と全国の私立大学が双方向による意見交換を行うとともに、平成 2 8 年度私立大学関係政府予算と税制改正にかかる私立大学側の要望実現について、関係方面に対して強く求めていくことを確認する機会となった。

- その後、政府は、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策や TPP 関連政策大綱の実現に向けた施策などを盛り込んだ平成 2 7 年度補正予算案を 1 2 月 1 8 日に閣議決定し、1 2 月 2 4 日には「平成 2 8 年度政府予算案」を閣議決定した。
- 一方、内閣府は 2016 年度から 5 年間の科学技術政策の基本となる「第 5 期科学技術基本計画」に政府の研究開発投資目標として 5 年間で総額 26 兆円を盛り込む方針を固めた。
- 平成 2 8 年度政府予算案は、平成 2 7 年度補正予算案及び平成 2 8 年度税制改正と併せて、経済再生と財政健全化の両立、一億総活躍社会を実現する予算として編

成された。

平成28年度文部科学省関係予算案では、一般会計予算の総額として5兆3,216億円（対前年度予算比133億円（0.2%）減）、復興特別会計分として620億円が確保された。

「平成28年度私立学校関係政府予算（案）一覧」等（資料19）のとおり、私立大学等経常費補助は3,153億円（前年同額、うち復興特別会計18億円）が措置された。一般補助は2,701億円（前年度予算比10億円（0.4%）減）、特別補助は451億円（前年度予算比10億円（2.2%）増）、一般補助（85.7%）と特別補助（14.3%）の割合となった。特別補助の内訳は、私立大学等経営強化集中支援事業の推進として45億円、地方に貢献する大学等への支援として14億円、経済的に就学困難な学生に対する授業料減免の充実等として86億円、被災学生に対する授業料減免として7億円、私立大学研究ブランディング事業として50億円（新規）、私立大学等改革総合支援事業として167億円、私立大学等経営強化集中支援事業として45億円が措置され、また、被災3県の私立大学への支援として、被災学生の授業減免等や被災地にある大学の安定的な教育環境の整備として、復興特別会計18億円が措置された。

また、「私立大学等改革総合支援事業」は、私立大学等の改革支援が急務であるため、全学的・組織的に改革に取り組む大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費による一体的支援として、平成28年度は670校程度を対象として、私立大学等経常費補助（167億円）、私立学校施設・装置費（11億円）及び私立大学等教育研究活性化設備整備（23億円）合わせて201億円が措置された。

「私立大学等経営強化集中支援事業」は、18歳人口の急激な減少を見据え、大学内・大学間でのスピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る地方の中小規模私立大学等に対し、「私立大学等経営強化集中支援期間（平成27～32年度まで）」における集中的支援を行うことを目的として、平成28年度は中小規模私立大学等のうち最大150校程度を対象として、経営改革に向けた取組（経営の新陳代謝）を点数化し、獲得点数の多寡等に応じて傾斜配分するとされた。

私立学校の施設・設備の整備の推進については、104億円（対前年度予算比12億円増）措置されたが、復興特別会計による措置はなされなかった（前年度復興特別会計113億円）。その内訳として、教育・研究装置等の整備に対する補助として60億円（私立大学等改革総合支援事業の内数）、私立大学研究ブランディング事業として22億円（新規）、耐震化の促進として45億円が措置された。

国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進については、世界をリードする教育拠点の形成として177億円（博士課程教育リーディングプログラム170億円、成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）7億円）、スーパーグローバル大学等事業77億円、大学の世界展開力強化事業16億円、革新的・先導的教

育研究プログラムの開発推進として77億円(地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)40億円、大学教育再生加速プログラム(AP)「高大接続改革推進事業」15億円、大学入学者選抜改革推進委託事業3億円等)、この他、高度医療人材の養成と大学病院の機能強化として40億円(先進的医療イノベーション人材養成事業28億円、大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業11億円等)が措置された。

グローバル人材育成のための大学の国際化と学生の双方向交流の推進として442億円(大学教育のグローバル展開力の強化93億円、大学等の留学生交流の充実348億円)が措置された。

- 平成28年3月1日には、報道各社論説委員等との「私学振興に関する懇談会」を開催し、本年度、高等教育改革委員会のもとに新たに設置した「地方活性化(地方共創)問題に関する小委員会」において平成28年度中にまとめる予定とした「報告書(地方活性化に向けた私立大学の役割—わが国の永続的発展のために—)案」をもとに、私立大学が取り組む課題や重点的な取り組み等について意見交換を行うとともに、私学側の予算並びに税制改正要望の実現に向けた理解と支援を得る機会とした。
- 以上の平成28年度政府予算案は、平成28年1月22日に第190回国会に提出、3月29日に成立した。

(2) 平成27年度補正予算

- 政府は、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等」、「TPP(環太平洋経済連携協定)関連政策大綱実現に向けた施策」、「災害復旧・防災・減災」など、総額3兆5,030億円とする平成27年度補正予算案を平成27年12月18日に閣議決定し、平成28年1月20日に成立した。

文部科学省関係では、全体で878億円が措置され、一億総活躍関連施策として、学校施設等の耐震化・老朽化対策等の推進443億円、そのうち私立学校は50億円が措置された。(資料20)

(3) 税制改革問題(平成28年度税制改正要望の経緯と結果)

- 第1回公財政改革委員会(5月26日開催)では、文部科学省の私学部から私立大学をめぐる政府等の動向・諸情勢について報告・説明を受けるとともに、構成団体における検討状況等を踏まえ、平成28年度私立大学関係税制改正要望のとりまとめの方針等について、協議・意見交換を行った。
- 6月4日開催の第104回役員会並びに第76回総会において、公財政改革委員会並びに構成団体における意見等を踏まえ、「平成28年度私立大学関係税制改正に関する要望(案)」について報告・協議した。その結果、ここ数年にわたり実現に

至っていない項目を引き続き要望することとし、要望項目として①学校法人に対する寄附促進のための措置の拡充、②教育費にかかる経済的負担軽減のための措置の創設、③東日本大震災により被災した学校法人の復興のための特例措置の拡充、④学校法人の健全な財政基盤の確立に向けた優遇措置の創設・拡充の4項目を柱とすることが確認された。

- 連合会では、構成団体等における意見等を踏まえ、文部科学省と連携のうえ要望項目を整理した「平成28年度私立大学関係税制改正に関する要望」（資料21）を決定し、同要望を全私学連合へ提出した。
- これを受けて、全私学連合では各団体の要望を踏まえ、7月29日開催の代表者会議において、「平成28年度私立学校関係税制改正に関する要望」について協議・決定した。同要望については、同日（7月29日）、私立大学関係政府予算要望とともに、「平成28年度私立学校関係税制改正に関する要望」（資料22）として下村博文文部科学大臣をはじめとする政務三役へ提出し、その要望内容を説明・実現方を要請した。
- 文部科学省は、「平成28年度文部科学省税制改正要望事項」（資料23）をとりまとめ、8月31日に財務省に提出した。
- その後、全私学連合では、文部科学省との調整を経て、7月に提出した要望項目に「奨学金の借用証書等に係る印紙税の非課税措置の創設」を追加した「要望書」（資料24）をとりまとめ、改めて文部科学省に提出するとともに、10月末から11月上旬にかけて、与野党の文部科学部会等において税制改正要望等にかかるヒアリングに対応した。
- また、11月以降、連合会及び全私学連合では、「平成28年度私立学校関係税制改正に係る最重点要望」（資料25）をまとめ、自由民主党の文部科学部会、同税制調査会をはじめ、文教関係等主要国会議員を中心に要望の実現に向けて、積極的に要望活動を展開した。
- その後、与党の自由民主党及び公明党において、12月16日に「平成28年度税制改正大綱」がとりまとめられ、政府において平成28年12月24日に閣議決定した。
- 「平成28年度文部科学関係税制改正事項」（資料26）並びに「平成28年度私立大学関係税制改正結果（概要）」（資料27）のとおり、「公益法人・学校法人等が実施する奨学金事業に係る印紙税の非課税措置の創設」についての要望が認められた。

4. 私立大学における経営の充実・強化並びに管理運営の適正化の促進に関する事業

(1) 大学のガバナンス改革推進及び科学研究の健全性向上にかかる対応

- 大学経営委員会では、私立大学をめぐる厳しい経営環境にかんがみ、私立大学の多様なガバナンスを担保するため、経営基盤の充実・強化策について総合的に検討を行うこととし、政府・与党の関係機関の審議動向に注視しつつ、大学設置基準の改正、改正学校法人会計基準、教育研究情報・財務経営情報の公表等、諸制度の変更を踏まえた私立大学経営の充実・強化に関する諸問題について適切に対処することとした。
- また、近年、わが国における科学研究に対する信頼を国内外で揺るがすような深刻な事態が発生し、従来に増して研究不正に対する社会の関心が高まっており、わが国全体で科学研究における健全性の向上に向けた取組みが喫緊の課題となっていることから、日本学術会議をはじめ国公私立大学団体の連名により、平成26年12月に研究不正及び研究費の不正使用等に対する大学や研究機関の対策を徹底するとして「科学研究の健全性向上のための共同声明」をとりまとめ、国内外に公表・発信した。
- 連合会では、同「共同声明」の公表を受けて、私立大学における研究活動の不正行為や研究費の不正使用防止とともに、学術研究の健全性向上に向け、文部科学省をはじめ関係機関によるガイドライン等の啓蒙・周知徹底に努め、関係機関との連携・協力を図りつつ、発生した問題に適切に対応することを目的として、大学経営委員会のもとに「学術研究の健全性向上に関する小委員会」（主査：楠見晴重・大学経営委員会委員長）を設置した（資料28）。
- 6月2日に第1回小委員会を第1回大学経営委員会と合同で開催し、①私立大学経営をめぐる諸課題、主としてガバナンス問題について、②研究活動における不正行為及び研究費の不正使用防止に関するガイドラインについて、それぞれ文部科学省の担当者から報告・説明を受けるとともに、情報共有と共通理解のもとで、私立大学経営にかかる当面の課題等について、意見交換・協議した。

(2) 大学における教育情報の活用・公表（大学ポートレート）

- 日本私立学校振興・共済事業団が運営する「大学ポートレート（私学版）」の構築については、国公私立大学関係者による「大学ポートレート（仮称）準備委員会」（平成24年2月～平成26年3月）において審議が重ねられてきた。このうち、「管理運営」については、大学ポートレートによる情報の公表・活用に係る運営方針など運営に関する重要事項について審議する「大学ポートレート運営会議」を大学評価・学位授与機構に置き、平成26年7月に設置された。

- その後、同運営会議において、今後、大学ポートレートの運営の改善に向けた議論をするにあたり、関係者から意見または評価を聴取するため「大学ポートレートステークホルダー・ボード」の設置及び国際発信する情報の具体的な項目・内容について専門的な調査審議を行う「国際発信に関する専門委員会」の設置が決定された。
- 国際発信に関する専門委員会は8月25日に開催され、また、平成27年度大学ポートレートステークホルダー・ボードは12月21日に開催された。
連合会では、構成団体の意見等を踏まえ、日本私立学校振興・共済事業団の「私学情報推進会議」と連携を図りつつ、引き続き「大学ポートレート（私学版）」の構築・運営に協力した。

5. その他私立大学に共通する重要事項に関する事業

(1) 就職問題

- 平成27年度（平成28年3月）卒業・修了予定者の就職・採用活動スケジュールは、平成25年4月に安倍総理（政府）から経済界に対し、就職・採用活動開始時期の変更（後ろ倒し）を要請したことを受けて、広報活動は卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降開始、その後の採用選考活動は卒業・修了年度の8月1日以降開始に変更された。
- 連合会では、就職・採用活動時期が変更（後ろ倒し）されて初めてとなる現在の就職・採用活動の現状と課題等について、私立大学側の意見等を共有するため、就職問題懇談会に先駆けて、6月29日に第1回就職問題委員会を開催した。同委員会に文部科学省高等教育局学生・留学生課長を招いて、文部科学省と就職問題懇談会が共同で実施した「大学及び短期大学における学生の就職・採用活動時期の変更に関するアンケート調査（5月1日現在）」結果の報告・解説を受け、学生の就職・採用活動時期の変更にかかわって、各大学における現状及び検討課題や問題点、今後の対応等について協議・情報交換を行った。
また、平成27年4月に経済同友会（教育改革委員会）がまとめた提言「これからの企業・社会が求める人材像と大学への期待」をもとに、経済同友会の教育改革委員会（委員長及び副委員長8人）と当委員会との意見交換の場を設けることについて協議した結果、同会合の持ち方について、経済同友会がまとめた提言のうち、企業が求める人材像、インターンシップ等に焦点をあてた意見交換を行うこととした。
- 平成27年度の第1回就職問題懇談会は7月1日に開催され、学生の就職・採用活動時期の変更に関する調査（5月1日現在）の結果をもとに意見交換が行われ、

7月27日には就職問題懇談会（大学側）と日本経済団体連合会で就職採用に関する情報交換会（非公式会合）が行われた。

- 就職問題懇談会は、就職・採用活動開始時期が変更されて初めての採用選考活動の開始（平成27年8月1日）に際し、「公平・公正な採用選考活動の実施について（緊急メッセージ）」（資料29）を7月30日に公表した。
- 秋以降、経済団体において採用選考活動の開始時期を8月から6月に変更（見直し）を検討する報道があった。
- 10月2日には第1回就職採用情報交換連絡会議が開催され、就職・採用活動開始時期の変更について、大学側と企業側で意見交換・協議を行った。

このたびの就職・採用活動開始時期の変更により広報活動の開始時期を12月から3月に変更したことで、学修時間を確保することができたこと等が確認され、採用選考活動開始時期（8月1日）については、一部の企業が8月1日以前に選考活動等を実施したことにより、結果として就職・採用活動が長期化するなど、学生及び企業の双方に負担となるなどの課題が残ることとなった。

- こうした経済団体の動向を踏まえ、就職問題懇談会では11月4日に日本経済団体連合会及び日本商工会議所に対して「平成28年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動の検討に関する要請」（資料30）を手交し、今年度の検証を踏まえた大学側と経済界の意見交換を経ず、来年度の採用選考活動時期の見直しについての結論を出すことは避けるよう要請した。また、11月18日には、日本経済団体連合会と就職問題懇談会との就職採用に関する情報交換会（非公式会合）が開催され、就職・採用活動時期の変更による問題点等の検証を十分に行わずに、性急に時期の見直しを行うことは避けるよう要請した。
- 11月20日開催の第2回就職問題懇談会では、就職・採用活動時期が前倒しになった場合の問題点や経済団体の対応等について議論した。
- その後、日本経済団体連合会は、来年度（平成28年度）卒業・修了予定者の採用選考の解禁を8月から6月に2カ月前倒しすることを表明し、12月7日付で「採用選考に関する指針」及び「『採用選考に関する指針』の手引き」（資料31）を改定し、広報活動の開始時期は今年度と同様の3月1日以降を維持、採用選考活動の開始時期は2カ月前倒しの6月1日以降に変更することを公表した。
- 就職問題懇談会は、12月8日開催の第3回就職問題懇談会において、企業側との意見交換及び方針等を踏まえ、「申合せ」の策定について協議・検討を行い、「平成28年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」をとりまとめ、12月8日に公表するとともに、各大学等に通知した（資料32）。
- また、政府では、わが国の持続的な発展のためには、若者の人材育成が必要不可欠であり、学生が学業に専念し、多様な経験ができる環境づくり等をさらに進める

ことが重要であることから、内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の4府省連名により、「新規大学卒業予定者等の就職・採用活動開始時期について(要請)」

(資料33)を主要経済団体(約450団体)及び求人情報サービス会社(約520社)に対して発信・要請した。平成28年2月19日には、3月1日からの広報活動開始時期を迎えるにあたり、改めて就職・採用活動の円滑な実施のため、各企業の理解・協力を要請するため、主要経済団体(約450団体)に対して、「新規大学卒業予定者等の就職・採用活動開始時期について(再要請)」(資料34)を発信した。

- 連合会では、平成28年2月29日に第2回就職問題委員会を開催し、平成28年度卒業・修了予定者(現在の3年生等)から就職・採用活動時期が2年連続で変更(広報活動の開始時期は卒業・修了前年度の3月1日以降、採用選考活動の開始時期は卒業・修了年度の6月1日以降に2カ月前倒し)することとなったこれまでの政府及び関係機関(就職問題懇談会等)における検討・対応状況、政府の支援策等について、文部科学省高等教育局学生・留学生課から報告・説明を受け、情報共有したうえで、平成29年度以降の卒業・修了予定者の就職・採用活動時期について、大学側としては毎年スケジュールの変更により学生が混乱することのないよう、平成28年度と同じ時期(3月・6月)で定着させることを主張することを確認するとともに、今後、企業側と大学側で協議・検討が重ねるにあたり、各大学における学生及び企業側への周知、対応状況や検討課題等について、協議・情報交換を行った。
- 平成28年3月18日開催の第4回就職問題懇談会では、学生の就職・採用活動に関する今後の予定及び就職・採用活動の実態把握に関するアンケート調査の実施について、協議・検討が行われた。
- この間、「就職・採用活動時期の後ろ倒しに関する打合せ」が3回開催(11月4日、13日、25日)され、平成28年2月26日には、「就職・採用活動時期に関する実務者会合」が開催され、大学、経済団体、全国求人情報協会及び関係府省と意見交換を行った。前年度に引き続き大学等を代表して「就職問題懇談会」から吉原委員(関西大学)と五十嵐委員(福島大学)がメンバーとなり対応した。
- また、経済同友会の要請を受けて、9月25日に経済同友会(教育改革委員会)と当連合会就職問題委員会との意見交換会が行われた。当日は2つのテーマ(①経済同友会・提言「これからの企業・社会が求める人材像と大学への期待～個人の資質能力を高め、組織を活かした競争力の向上～」(2015年4月)におけるインターンシップを中心に、②今後の新卒採用のあり方)について意見交換を行った。
- この間、平成27年度全国キャリア・就職ガイダンスは、大学、短期大学、高等専門学校卒業予定者の就職・採用に関し、大学等や企業あるいは地方におけるキャリア教育・就職支援の先進的取組の事例紹介を行うとともに、国、地方公共団体、大学等及び企業の関係者が一堂に会して情報交換を行うことにより、産学官連携に

よる人材育成等キャリア教育・就職支援の充実に資することを目的として6月16日（於：東京ビッグサイト）に開催された。

(2) 国際交流・協力問題

- 第1回国際交流委員会（平成28年2月4日開催）に文部科学省高等教育局学生・留学生課の担当者を招いて、平成28年度留学生関係政府予算案並びに国の留学生政策について説明を受けるとともに、留学生政策に関する意見交換を行った。

その他、アジア太平洋大学交流機構（UMAP）及び国公立大学団体国際交流担当委員長協議会の事業にかかる対応について、国公立の大学3団体とドイツ大学学長会議（HRK）との包括協定締結（調印式）にかかる対応について、協議・意見交換を行った。

- 国公立の大学3団体とドイツ大学学長会議（HRK）との間における学術交流協定の締結については、平成26年10月に国立大学協会から連合会と公立大学協会に対して、この協定に参画することの呼びかけがあり、連合会では構成団体の意見等を踏まえ、各団体会長の了解を得て、この包括協定に基づく権利・義務はあくまで各団体における加盟校の自主的な判断に委ねられることを条件に締結する方向で準備を進めてきた。
- その後、国立大学協会を通じてドイツ側と協議を重ね、同協定をとりまとめるとともに、平成27年6月26日に国公立の大学3団体とドイツ大学学長会議（HRK）との協定を締結、調印式が東京（学士会館）で行われた。同調印式には、連合会を代表して、森田嘉一委員長（国際交流委員会）が出席・対応した（資料35）。
- なお、同協定は、日本とドイツの2国間における学術交流の促進を目的として、高等教育機関の連携・協力に関する大きな方向性を示すもので、各大学の自主的な取組や大学間の協定を尊重することとしている。主な協力分野は7項目（①学生、研究者の交流、②カリキュラム作成や教育プログラムの実施での協力の促進、③ジョイントディグリープログラムやダブルディグリープログラムに繋がる学部や修士レベルの共同教育プログラムの開発、④2カ国間での博士論文の共同指導の促進、⑤共同研究プロジェクトの促進及び実行、⑥共同でのシンポジウムや会議、学会等の開催、⑦研究や教育での交流の実現や、研究や教材等の情報交換など）を掲げている。さらに、日本とドイツの高等教育機関での履修継続を容易にするため、学位や履修期間、学生が取得した単位の承認条件等を各大学への推奨として記載している。
- 国際交流委員会の下に設置する「日本語教育連絡協議会」については、本年度も国際交流委員会の事業として連動した対応ができるよう同委員会から倉林真砂人委員（城西国際大学副学長）に協議会の担当委員として協力を依頼した。

また、平成27年度日本語教育連絡協議会の事業として、「留学生別科等入学お

よび修了後の進路状況調査（アンケート）」の実施及び定例協議会（11月第3金曜日）を開催した。

1) 日本語教育連絡協議会の運営

- 平成27年度の協議会（11月19日開催）は、近年受入れ国（ベトナム、ネパール、ミャンマーなど）が多様化していることを踏まえ、「受入れ国の多様化と留学生別科の変革」をテーマに掲げて開催した。同協議会では、文部科学省から「留学生交流～現状と今後の政策の方向性～」について、日本学生支援機構から「同機構の留学生支援事業」について、法務省から「入国管理行政と留学生受入れ」について、国の留学生政策と東南アジア留学生についての講演が行われた。また、受入れ形態別（予備教育型、スタディ・アブロード型、融合型）のグループによる情報交換が活発に行われた。この間、協議会運営等のための幹事会を3回開催した。

2) 国公立大学団体国際交流担当委員長協議会（JACUIE）への対応

- 国公立大学団体国際交流担当委員長協議会（JACUIE）は、近年増加している海外の大学団体等から、わが国大学への交流等の呼びかけに対し、国公立大学の枠を越えて一体として積極的に対応するため、国公立大学団体が対等の立場で連絡協議を行う場とし、それぞれの団体における今後の国際交流事業の一層の発展に資することを目的として平成13年6月28日に設置された。
- 本年度は、台湾及びドイツから2国間交流の申し入れがあったことを受けて、平成21年度以来6年ぶりに開催された第17回協議会（平成27年11月17日）において、①日台大学学長フォーラムについて、②台湾高等教育合作基金（FICHERT）との協定案について、③日独共同学長シンポジウムについて協議が行われ、台湾及びドイツと日本との2国間交流については、平成28年度のJACUIEの事業として取り組むことを決定した。
- これを受けて、台湾の大学国際交流団体である「台湾高等教育国際合作基金会（FICHERT）」と日本側は「国公立大学団体国際交流担当委員長協議会（JACUIE）」と共同で学長フォーラムを平成28年5月に台湾（台南市）で開催する際に両国の大学団体間で協定の調印ができるよう進めることとし、「協定案」については国公立の各大学団体に持ち帰り検討することとされた。

連合会では、この「協定案」について構成団体に検討願った結果、特に意見のないことが確認され、連合会として原案のとおり承認する旨をJACUIE事務局に回答した。
- 平成27年11月下旬には、日台大学学長フォーラム（平成28年5月12日：台湾・台南市）及び日独共同学長シンポジウム（平成28年6月28～29日：ドイツ・ベルリン）の開催について、国公立の各大学団体を通じて各大学への周知及び参加意向調査の依頼があり、連合会では構成団体を通じて周知及び参加意向調

査を実施した。その後、JACUIE事務局（国立大学協会）と台湾及びドイツ側との間で準備が進められ、平成28年2月に入り、改めて国公私立の各大学団体を通じて各大学に正式に案内をするとともに、参加希望大学（登録）のとりまめを行い、出席者リスト決定後にスピーカーの選定等準備を進めるなど対応・協力した。

3) アジア太平洋大学交流機構（UMAP）への対応

- 平成27年度のUMAP日本国内委員会は3回開催され、UMAP国際理事会、平成28（2016）年から平成32（2020）年まで、東洋大学をホスト校として国際事務局を日本に招致するための準備、UMAP国際事務局の運営方法等について審議された。なお、同委員会の円滑な運営を図るため、議案の提出に先立って、あらかじめ問題点や提出資料の整理などを行うワーキンググループについては、同委員会の開催に連動して開催された。
- 平成27（2015）年の国際理事会は、平成27年4月21～22日（於：マレーシア）、9月9日（於：台湾）の2回開催された。2回の理事会には連合会から谷岡一郎委員（UMAP日本国内委員会副委員長、大阪商業大学理事長・学長）、芦沢真五専門委員（東洋大学国際地域学部教授）、呉俐理専門委員（帝京大学総合教育センター専任講師）が出席した。
- 平成27（2015）年から、議長国が日本からマレーシアに交代し、平成27年4月22日開催の第1回国際理事会から議長国をマレーシアが務めた。
平成27年9月開催の第2回国際理事会において、日本が国際事務局のホスト国となることが承認され、国際事務局が台湾から日本に移管されることとなり、平成28（2016）年1月から国際事務局が東洋大学に設置された。
- UMAP日本国内委員会事務局では、UMAP国際理事会及び諸会議への委員派遣を行うとともに、UMAP参加大学リスト掲載大学（2016年3月末現在、日本の掲載大学は99大学）へUMAPオンライン学生交流事業（USCO）等UMAP事業に関する各種情報提供を行った。

(3) 内閣府「男女共同参画推進連携会議」への対応

- 内閣府では、男女共同参画社会づくりに関し、広く各界各層との情報及び意見の交換並びにその他必要な連携を図り、国民的な取組を推進するため、これまで「男女共同参画推進連携会議」を開催してきた。同会議議員として連合会から小野祥子東京女子大学学長を推薦し、協力・参画している。
- 平成27年度の男女共同参画推進連携会議（全体会議）は1回開催され、「第59回国連婦人の地位委員会及び第3回国連防災世界会議について聞く会」等、各種の「聞く会」が2回開催された。

(4) 文化庁「日本語教育推進会議」への対応

- 文化庁では、日本語教育関係機関・団体が、それぞれの目的に応じて実施している日本語教育に関する様々な取組の現状を把握するとともに、課題を整理するための情報交換を行うため、平成24年1月に「日本語教育推進会議」を設置した。

平成27年度の同推進会議は1回開催（平成27年9月16日）され、連合会（日本語教育連絡協議会）に対して、同推進会議への参加及び出席依頼があった。

(5) 内閣府「防災推進国民会議」への対応

- 内閣府では、我が国が、その自然的条件から各種の災害が発生しやすい特性を有しており、国民の生命と財産を守るために、総合的な防災・減災対策に取り組んでいる。特に、国民の防災に関する意識向上をはかるためには、政府の取組はもとより、各界各層の理解の下、社会のあらゆる分野で取組を推進していくことが極めて重要であることから、各界各層の団体のネットワークを活用し、幅広い層の国民の防災に関する意識向上をはかることを目的として、「防災推進国民会議」を立ち上げることとした。同国民会議を開催し、広く各界各層との情報及び意見の交換並びにその必要な連携を図り、中央防災会議と協力しつつ、国民の防災に関する意識向上を図ることとした。

- 内閣府から連合会に構成団体としての参画及び同国民会議議員の推薦依頼があったことを受けて、「防災推進国民会議」の構成団体として加入することを承諾するとともに、同国民会議の議員として連合会会長が就任した。

- 第1回防災推進国民会議は、平成27年9月17日に開催され、①防災推進国民会議の下に幹事会を置くこと、②幹事会の下に企画検討チームを置くことを主旨とする「防災推進国民会議の運営について」が決定された。

これを受けて、同国民会議の運営に関する検討、調整を行うため、「防災推進国民会議幹事会」を開催することとされ、同幹事会メンバーとして連合会の事務局長を登録し、第1回幹事会（平成27年10月2日開催）に出席・対応した。

- 内閣府では、東日本大震災を教訓に津波対策を総合的に推進するため、平成23年6月に「津波対策の推進に関する法律」が制定され、11月5日が「津波防災の日」と定められたことを受けて、津波防災の意識を高めるとともに、適切な避難行動の定着に向けて「津波防災の日」にあわせ、国、地方公共団体、企業・団体等が実施する津波防災訓練の推進、啓発ポスター、メディアを用いた普及啓発を行っている。平成27年度は、ご当地キャラクター等による「津波防災ひろめ隊」を結成し、津波防災の大切さを全国に発信することとし、防災推進国民会議の構成団体に対して、津波防災に関する協力依頼があった。

これを受けて、連合会のホームページに「津波防災ひろめ隊」のリンクバナーを貼付するとともに、構成団体を通じて津波防災の普及啓発に協力・対応した。

6. 東日本大震災の復旧・復興にかかわる継続支援の推進

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した私立大学等の復興に向けた支援・対策活動を行うため、本年度も引き続き、連合会と日本私立短期大学協会との合同による「私立大学災害対策特別委員会」のもと、具体的な支援・対策活動を展開した。
- 東日本大震災の発生以降、「東日本大震災を超えて：大学がなすべきこと、できること」をテーマに掲げ、平成23年度は宮城県（仙台市）、平成24年度は福島県（郡山市）、平成25年度は岩手県（盛岡市）、平成26年度は東京（市ヶ谷）においてシンポジウムを開催してきた。
- 平成27年10月13日開催の第6回私立大学災害対策特別委員会において、被災地における被災した私立大学の復興に向けた支援・対策活動について協議・検討を行った結果、本年度は年末の予算編成に向けて、例年開催している「私立大学振興大会」のプログラムにおいて、これまで実施してきた「被災地に係る復興シンポジウム」（4回）の開催趣旨と成果を踏まえた企画を盛り込んで開催することを決定し、準備を進めることとした。
- また、東日本大震災から5年目を迎えることから本年度は、今後も被災した大学や学生への支援の取組みを風化させることなく、これまで4回にわたって開催した被災地における復興シンポジウムの成果を踏まえ、被災地域の貢献を通じて日本社会の復興と再生を担う人材育成に向け、引き続き支援を行っていくことを確認し、今後の特別委員会のあり方などについて協議した。その結果、今後も被災した大学や学生への支援の取組みを風化させることなく、引き続き被災大学や被災学生に対する支援をはじめ、復興にかかる支援の取組みを継続していくことを確認するとともに、これまでの「シンポジウム」形式による活動については、ここで一区切りとし、あらためて支援のあり方を見直すこととした。
- その後、私立大学災害対策特別委員会及び各団体等の意見を踏まえ、平成27年11月24日に開催した「私立大学振興大会2015」におけるパネルディスカッションにおいて、日本私立短期大学協会の関口修会長から「地域創生と東日本大震災被災地（福島）の復興支援」について発表があり、東日本大震災により被災した学校法人の現状を共有するとともに、被災地の復興を実現するための国等への要望を強く求めた。

7. その他

(1) 関係機関への役員・委員等候補者の推薦

- 以下の関係機関に対し、次のとおり推薦した。
- イ. 日本私立学校振興・共済事業団
 - ①「共済運営委員会委員」の任期満了に伴う後任候補者（資料 36）
- ロ. 文部科学省
 - ①就職問題懇談会への代表者の交代（資料 37）
 - ②私立大学等研究設備整備費等補助金等に係る選定委員（資料 38）
 - ③大学設置・学校法人審議会委員（大学設置分科会）の候補者（資料 39）
- ハ. 独立行政法人大学入試センター
 - ①運営審議会委員（資料 40）
 - ②得点調整判定員会委員（資料 41）
- ニ. 独立行政法人大学評価・学位授与機構
 - ①「大学機関別認証評価委員会」専門委員候補者（資料 42）
- ホ. 独立行政法人日本学生支援機構
 - ①「債権管理・回収等検証委員会」委員（資料 43）
 - ②「学生生活支援に係る業務のあり方に関する有識者会議」委員（資料 44）
- ヘ. その他
 - ①UMAP 日本国内委員会委員の交代（資料 45）
 - ②UMAP 国際事務局運営委員会委員等（資料 46）
 - ③内閣府「男女共同参画推進連携会議」議員候補者（資料 47）

(2) 連合会の後援名義等

- 以下の関係団体に対し、事業等における後援名義等の使用を承諾した。
- ①独立行政法人大学入試センター主催：平成 27 年度全国大学入学者選抜研究連絡協議会（第 10 回）
- ②毎日新聞社主催：第 15 回インターネットによる高校生小論文コンテスト
- ③京都産業大学（WACE 第 19 回世界大会開催校）主催：WACE（世界産学連携教育協会）第 19 回世界大会
- ④学校法人佐野学園主催：第 4 回全国学生英語プレゼンテーションコンテスト
- ⑤日本テスト学会主催：第 13 回大会研究委員会企画公開シンポジウム「テスト学からみた高大接続改革（サテライト企画含む）」
- ⑥みずほ証券株式会社主催：大学のグローバル戦略シンポジウム 2015 (UGSS2015)
- ⑦独立行政法人国立女性教育会館主催：平成 27 年度「大学等における男女共同参画推進セミナー」

- ⑧消防庁主催：消防団を中核とした地域防災力充実強化大会
- ⑨日本学術会議主催：学術フォーラム「日本の戦略としての学術・科学技術における男女共同参画—『第4次男女共同参画基本計画』との関わりで—」
- ⑩日本学術会議主催：新春緊急学術フォーラム「少子化・国際化の中の大学改革」
- ⑪「就職差別撤廃」東京集会実行委員会主催：第17回「就職差別撤廃」東京集会
- ⑫一般社団法人日本損害保険協会主催：東日本大震災5年シンポジウム「もっと！防災 ～東日本大震災の教訓から、防災・減災について考える～」

(3) その他

- 東京都労働局では、新規学校卒業者及び未就職卒業者の就職環境は厳しく、一人でも多くの新卒者等が内定を得るためには関係機関が緊密に連携し、総力を挙げて就職支援を行うことが重要となってきたことから、地方公共団体、学校、労働界及び産業界等を構成員とする「東京新卒者就職応援本部」を平成22年度に設置し、第1回本部会議において「東京新卒者就職支援宣言」を採択した。

また、同本部の下に作業部会を設置し、これまで7回の作業部会を開催して、関係機関等の協力・連携により東京における新卒者等に対する就職支援を推進・実施してきた。同本部の構成員として連合会から事務局長を推薦し対応している。

本部設置から5年を迎える平成27年度は、第3回本部会議（平成26年6月）において本部設置要綱が一部改正（就職後の職場定着、企業における学卒等の採用確保を追記）され、同本部の名称が「東京新卒者等就職・採用応援本部」と改称された。平成27年3月新卒者の就職内定率が昨年、一昨年に比べると確実に改善する一方で、大学生等の就職・採用活動のスケジュール変更に伴い、選考開始から採用内定までの期間が短縮されたことで企業、学生の就職・採用活動に変化が生じている見方もある中で、新卒者を取り巻く就職環境が引き続き変化することを踏まえ、新卒者等に対する更なる効果的な就職支援の実施に向けて、作業部会（平成27年11月5日）が開催された。

- また、連合会では、大学等卒業予定者対象の就職面接会及び企業説明会等への参加勧奨及び新卒応援ハローワークの利用勧奨について、連合会を構成する団体を通じて各大学への周知に協力した。
- 東京都では、都の喫緊の課題である建物の耐震化に民間と行政が一体となって取り組むため、平成20年8月27日に「耐震化推進都民会議」を設置し、耐震化に向けた普及啓発活動等に取り組んできた。平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、4月1日には「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」が施行されるなど、同都民会議の果たすべき役割が高まっており、より実効性のある活動が求められていることから、同会議の更なる充実を図るため、連合会に同会議への参加と委員の推薦依頼があり、連合会から委員として事務局長を推薦

し対応している。

平成27年度の「耐震化推進都民会議」は2回（平成27年7月17日、11月17日）開催され、耐震化推進に向けた取組みに協力するとともに、東京都主催の「2015夏・2016冬の耐震キャンペーン」の開催について、連合会を構成する団体を通じて周知に協力した。

- 消防庁では、第27次消防審議会「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」（平成26年7月3日）における「平成26年8月29日に開催される『消防団を中核とした地域防災力充実強化大会』を契機として、各地域において地域防災力の充実強化の重要性について理解を促進することが重要である」とする提言を踏まえ、「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」を全国東西2か所において開催することとされ、平成27年度は①東日本：茨城県（平成28年1月29日）、②西日本：広島県（平成27年11月30日）で開催された。
連合会に同大会における後援名義使用の依頼があり、これを承諾するとともに、「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会 in 広島 2015」への来賓としての出席依頼があり、連合会を代表して石田恒夫代議員（広島経済大学理事長）が出席して対応した。
- 一般財団法人日中教育医療文化交流機構（鈴木寛理事長）の編集による2015年度版「日本留学指南（第四版）」の刊行にあたり、連合会宛に巻頭挨拶文の寄稿依頼があり、国際交流委員会の森田嘉一委員長が執筆して対応した。
- 連合会会長として就任の放送大学学園の評議員について、任期満了に伴う再任（就任）依頼があり再任を了承した。（任期：平成27年10月1日から平成29年9月30日まで）

以上